平成２９年第３回大仙市教育委員会定例会議事録

平成２９年第３回大仙市教育委員会定例会を平成２９年３月２３日（木）午後３時３０分から大曲図書館において開催した。

出席者

教育長　吉　川　正　一
委　員　風　登　森　一
　　鈴　木　直　樹
　　伊　藤　　良
　　竹　原　まゆみ
　　工　藤　浩　一

説明員

教育指導部長	伊　藤　雅　己
生涯学習部長	山　谷　喜　元
教育総務課長	判　田　　基
教育指導課長	佐　藤　英　樹
教育研究所長	佐　藤　厚　子
生涯学習課長	山　崎　文　幸
文化財保護課長	細　川　良　隆
スポーツ振興課長	伊　藤　優　俊
学校給食総合センター所長	杉　山　光　行
総合図書館長	高　見　正　信
総合市民会館長	今　井　　聰
花館公民館長	寺　村　彰　浩
神岡中央公民館長	黒　川　　博
西仙北中央公民館長	小山田　幸　哉
中仙公民館長	草　薙　栄　良
協和公民館長	佐々木　　稔
南外公民館長	今　野　徳　吉
仙北公民館長	加　藤　　実
太田公民館長	煤　賀　康　典

書記

教育総務課参事　田　口　広　龍

付議案件

議案第 11 号　大仙市教育委員会事務局等処務規則の制定について

議案第 12 号　大仙市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 13 号　大仙市教育アドバイザー設置規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 14 号　大仙市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 15 号　大仙市教育委員会学校教育関係補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について

議案第 16 号　教育アドバイザーの任命について

議案第 17 号　教育アドバイザーの任命について

議案第 18 号　社会教育指導員の委嘱について

議案第 19 号　大仙市市民会館等運営連絡協議会委員の委嘱について

議案第 20 号　大仙市市民会館等運営連絡協議会専門委員会委員の委嘱について

議案第 21 号　大仙市文化財保護審議会委員の任命について

吉川教育長

今年度最後の定例会ということで、委員の皆様、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、全員御出席です。書記に田口参事を指名いたします。

ただいまから、平成２９年第３回大仙市教育委員会定例会を開催いたします。

前回定例会の議事録は、ただいま、委員の皆様からの署名をもって、承認していただきました。

早速、教育長報告に入らせていただきます。資料１ページを御覧ください。

今月は、学校をはじめ教育委員会業務の締めの月であります。

学校教育関係では、３月は卒業の月でもあり、委員の皆様にも卒業式に出席していただきました。ありがとうございました。私も中学校２校と小学校４校の卒業式に出席させていただきました。どの学校も、それぞれ各校の地域性や伝統を生かした特色ある感動的な式でした。そして、どの学校も児童生徒の式に臨む態度や呼びかけ等の声の大きさなども大変立派だったと思います。

また、これは学校主催の行事ではありませんでしたが、今年も市内の五つの小学校がサケの放流事業に参加し、それぞれ数万匹の稚魚を放流する予定です。

研修関係としましては、３月２０日に仙北地域のＰＴＡ主催のオグシオで有名な元バドミントンオリンピック選手の潮田玲子さんによる講演会が開かれ、挫折が人生に大きな学びを与え、次へのステップとなることなど約３００名の参加者にお話されました。

次に社会教育関係ですが、昨日３月２２日に「第３次大仙市生涯学習推進計画」を決める大仙市社会教育委員と生涯学習推進連絡協議会委員との合同会議が開催されました。これは、平成２９年度から平成３３年度までの５年間の推進計画を確定するものですが、合同会議で答申され、それを受けて若干の修正をした後、４月中頃には委員の皆様にもお渡しできると思います。

また、今年も国民文化祭の継承事業となっている「囲碁合宿」が八乙女交流センターにおいて、１８、１９日の１泊２日で行われ、小学生２３名の豆棋士を含む２９名の方々がプロの指導を受けて貴重な経験を積むことができました。

社会体育関係のスポーツ少年団関係では、バレーボール女子、バスケットボール女子、ソフトテニス、そして空手の少年団が３月下旬に開催される全国大会に出場します。全国でも大いに大仙市旋風を巻き起こしてもらいたいと思います。

安全・安心面では、今月も特に大きな事故等はございませんでした。

その他になりますが、今回の市議会での教育委員会関係の一般質問の答弁を資料ナンバー１として配付しておりますので、後ほど御覧ください。

最後になりますが、今年度１年間、まだまだ力不足の私を支えてくださいました委員の皆様、そして委員会職員の皆様に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上で私からの報告を終わります。

それでは、次に各課・所・館から事務事業・行事報告をしていただきます。まず、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

２ページを御覧ください。教育総務課は、７項目を掲載しております。御覧のとおりでございます。以上です。

吉川教育長
次に、教育指導課長、お願いします。

教育指導課長
教育指導課は、６項目挙げております。卒業式にたくさんの方々からお越しいただきましてありがとうございました。このうち、特に３月２９日の教育長面会についてですが、これをもって県外からの視察が終了します。これを含めて、資料ナンバー１１として「県外からの学校及び行政視察　都道府県別一覧表」をお配りしております。平成２８年度の具体の数字につきましては、中程の表に示しております。その推移をグラフで表しておりますけれども、視察団体数２０５、視察者数が４７７人となっております。これは、今年度大曲小学校で行われました「全国小学校算数研究会」への参加者を含めたため、団体数は大幅に増えておりますけれども、視察者数は昨年度と同じであります。参加状況を都道府県別に示したグラフが下の方にありますけれども、香川県を除く都道府県から本市にお越しいただき、全国に本市の教育全般について情報発信することができたなと実感しているところであります。１年間お世話になりまして、ありがとうございました。以上でございます。

吉川教育長
次に、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長
生涯学習課では、９項目掲載しております。このうち、３月１６日の「家庭教育会議」についてです。県教委が家庭教育を推進したいということで、家庭教育支援チームの設立を強く要望されておりました。このたび、子ども支援課、教育指導課の御協力をいただきながら、県内では大館、男鹿に続いて３か所目になりますけれども、今年度「家庭教育支援チーム」の立ち上げをすることができました。具体的な活動は新年度になってからということになりますが、社会教育指導員、教育アドバイザー、家庭相談員などが軸となってチームを編成して就学時健診等の機会を利用して、講演や各保護者の悩み相談などに対して活動してまいりたいと考えております。以上でございます。

吉川教育長
次に、文化財保護課長、お願いします。

文化財保護課長
文化財保護課では１３項目ございますけれども、その中で一つ御紹介させていただきます。「協和地域歴史の広場トイレ建設工事」についてでありますけれども、今年度協和地域の唐松神社の参道入口付近に新しく見学者のためのトイレを建設させていただきまし

た。大変デザインがおしゃれでして、歴史的空間の中にも近代的なトイレとなっておりますので、御紹介させていただきます。以上であります。

吉川教育長
　次に、スポーツ振興課長、お願いします。

スポーツ振興課長
　スポーツ振興課、５項目掲載しております。「全国５００歳野球大会オリジナル特産弁当開発会議」ということで、神岡支所の地域活性化推進室から音頭をとっていただき、観光交流課とまちづくり課、スポーツ振興課連携の下、市内の第３セクターの支配人連絡会の御協力をいただきまして、全国大会に向けたオリジナル特産弁当の開発に取り組んでいるところであります。以上でございます。

吉川教育長
　次に、学校給食総合センター所長、お願いします。

学校給食総合センター所長
　学校給食総合センターは、５項目記載しております。学校給食協会の主催事業で「第６回ふるさと献立コンテスト表彰式」が３月２日に行われました。最優秀賞は、大曲小学校５年生の作品で「つつどんプチプチ花火スープ」でした。実際にこの日、給食として提供しております。以上です。

吉川教育長
　次に、総合図書館長、お願いします。

総合図書館長
　総合図書館は、７項目でございます。３月１４日に「大仙市立図書館協議会」を開催しております。この中で、２８年度の総合図書館の事業、２９年度の当初予算につきまして説明し、御意見をいただいております。以上でございます。

吉川教育長
　次に、総合市民会館長、お願いします。

総合市民会館長
　総合市民会館は、２項目記載のとおりであります。

吉川教育長
　次に、花館公民館長、お願いいたします。

花館公民館長

花館公民館は７項目記載しておりますが、４番目の「花館のサケまつり」が「第３部サケの旅立ち（稚魚放流）」と題しまして３月１０日に開催されました。
当日は、風登委員も来賓として御臨席くださり、誠にありがとうございました。
花館のサケまつりは１部から３部構成で、１部は１１月初め、玉川橋右岸下流特設会場で、ウライ・ふ化場の見学・サケのつかみ獲り・サケ汁の試食等を花館小学校児童・地区民を対象に行われました。
第２部として２月から３月までの間、花館小学校、市役所本庁、仙北地方振興局、ＪＲ大曲駅、花館公民館に水槽を設置、鮭の稚魚の飼育観察を行っております。
第３部として３月１５日、卒業する花館小学校６年生による自分たちで飼育観察したさけの稚魚を地元関係者に手伝っていただき、玉川に約６万３，０００匹放流しました。
放流した鮭の稚魚は３年から４年後生まれ故郷の玉川に戻ってきますが、花館小学校を巣立つ児童たちと重なり、将来、地元に戻り未来の大仙市を担ってもらいたいと平成２１年度から開催されている小学校と一緒に行っている行事でございます。以上です。

吉川教育長
次に、神岡中央公民館長、お願いします。

神岡中央公民館長
神岡中央公民館は、８項目記載のとおりでございます。以上です

吉川教育長
次に、西仙北中央公民館長、お願いします。

西仙北中央公民館長
西仙北中央公民館は、９項目掲載しております。このうち、３月１２日に行われました「弥生まつり」についてです。地域枠予算をいただいて３年目となります。大沢郷地区公民館を会場といたしまして、地域の方々の歌や踊り、それから地域の保育園児の歌や踊りなどでこの日１日大いに盛り上がって、２５０人程の参加でございました。以上です。

吉川教育長
次に、中仙公民館長、お願いします。

中仙公民館長
中仙公民館は、１２項目記載しております。この中で、３月１２日、ドンパルで行われました中仙地域スポーツ賞表彰式についてです。今年度の受賞者は栄光賞個人５名、奨励賞個人７名、それに団体１ということで中仙中学校女子駅伝部が受賞されています。以上でございます。

吉川教育長
次に、協和公民館長、お願いします。

協和公民館長
　協和公民館は、４項目記載のとおりでございます。

吉川教育長
　次に、南外公民館長、お願いします。

南外公民館長
　南外公民館も３項目記載のとおりです。

吉川教育長
　次に、仙北公民館長、お願いします。

仙北公民館長
　仙北公民館は、１４項目記載しております。３月１５日に行われましたスポーツクラブ設立準備委員会についてです。今まで、市内で仙北地域にだけスポーツクラブがなかったということで、非常に肩身の狭い思いをしておりましたが、ようやくスポーツクラブ設立準備委員会が開催されまして、役員１５名を選出の上、規約なども承認されました。これによりまして、平成３０年度のスポーツクラブスタートに向けて組織が整ったわけであります。名称は、「史跡の里せんぼくスポーツクラブ」としました。仙北市と混同しないように「史跡の里」という言葉を冠したものでございます。以上、報告させていただきます。

吉川教育長
　最後に、太田公民館長、お願いします。

太田公民館長
　太田公民館は、１２項目記載のとおりでございます。

吉川教育長
　以上、各課・所・館から事務事業・行事報告をしていただきました。
　スポーツ振興課長、全国５００歳野球大会の参加チームの状況についても説明してください。

スポーツ振興課長
　全国５００歳野球大会は、３２チームのトーナメント戦で行いたいと考えております。参加申込みは４月２５日までとなっております。現在、２０チームが確定しております。このうち、１５チームが県外からの参加で、北は青森、南は宮崎となっております。それから、日本の８ブロックのうち、北海道、近畿、中国から参加申込みがありません。残り１か月で目標の２０チームとなるよう更に働きかけてまいりたいと思っております。以上です。

吉川教育長
　もう５チーム来てくださるようよろしくお願いいたします。
　全体的に委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いいたします。

工藤委員
　生涯学習課から御紹介のありました「家庭教育会議」についてですが、ＰＴＡとしても何か御協力できることがあればと思ったんですが。

吉川教育長
　これは、先ほど課長からもありましたように県生涯学習課からの働きかけで全県に広めるため、大館、男鹿に続いて大仙市も一つ頑張りましょうということで、協力しながらやっているところです。いろいろなＰＴＡの研修会などの機会に、もし活用できるのであれば、講師を招いてお話をしていただくということもあろうかと思います。

工藤委員
　分かりました。ありがとうございます。

吉川教育長
　ほかにございませんか。

各委員（なし）

吉川教育長
　それでは、これで教育長報告を終わらせていただきます。
　次に、付議案件に入ります。本日の案件は、規則案、人事案など１１件となっております。
　はじめに、議案第１１号「大仙市教育委員会事務局等処務規則の制定について」を議題といたします。教育総務課長、説明をお願いいたします。

教育総務課長
　議案第１１号「大仙市教育委員会事務局等処務規則の制定について」、御説明申し上げます。会議資料の８ページ、９ページを御覧ください。併せて、資料ナンバー２の新旧対照表も御覧願います。
　これまで、教育委員会事務局の事務処理や職員の服務については、この規則に定めるもののほか、市長が定める「大仙市文書取扱規程」及び「大仙市職員服務規程」の例により取り扱ってきたところです。
　今年５月に西仙北地域の強首にあります旧双葉小学校を改修して公文書館がオープンすることに伴い、市長部局において公文書の取扱いに関する規程の見直しが行われ、去る３月１６日、新たに「大仙市公文書管理規則」を公布し、来る４月１日に施行するとともに、

これまでの「大仙市文書取扱規程」が廃止されることとなりました。
　教育委員会の文書の取扱いについては、総務部総務課で導入している文書管理システムを使用し、全庁的に統一したルールで取り扱っているほか、公文書の保存管理についても公文書館の設置を踏まえた全庁的に共通した取扱いとする必要があります。また、職員の服務に関する規定についても、現在の規定では実態にそぐわないものもあり、これも全庁的に共通の取扱いとしたいものであります。
　今般、こうしたことから、市長部局の取扱いに倣うことを原則として、本規則を全面的に見直し、全部改正しようとするものであります。
　内容について御説明いたします。資料の９ページを御覧ください。
　第１条でありますが、趣旨規定となります。
　第２条は、公文書の管理及び文書の取扱いに関する規定となっております。
　第２条の第１号から第４号までの規定については、全庁的に統一できない教育委員会独自の取扱いについて、規定しております。第１号と第２号では、文書の収受についての規定となります。第３号と第４号では、文書の発信者名についての規定となっております。その他の事項につきましては、全庁的に統一した取扱いとしたいことから、新規に制定されました「大仙市公文書管理規則」の例によることとしております。
　第３条は、教育委員会職員の服務についての規定になります。これも、大仙市の一般職の服務については、全庁的に統一した取扱いとしたいことから、「大仙市職員服務規程」の例によることとしております。
　施行日は、平成２９年４月１日としております。
　以上で、説明を終わります。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

吉川教育長
　ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
　皆様、よろしいでしょうか。本案は原案どおり改正することに御異議ございませんか。

各委員　（異議なし）

吉川教育長
　それでは、異議なしと認め、本案は、原案どおり改正することとします。
　次に、議案第１２号「大仙市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。教育指導課長、説明をお願いいたします。

教育指導課長
　それでは、議案第１２号「大仙市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明申し上げます。

会議資料は、１０ページから１２ページまでとなります。

本市では、一般財団法人自治体国際化協会のＪＥＴプログラム事業を利用し、外国語指導助手や国際交流員を雇用しておりますが、任用条件を定めた条例、規則については協会が示した任用規則案を参考に定めているところです。

今般、この任用規則案に変更があったことから本規則との整合を図る必要があるほか、規定の表現や条文をより適切なものにする必要があるため、所要の改正を行うものであります。

それでは、具体について資料ナンバー３の新旧対照表で御説明いたします。１ページを御覧ください。

改正内容についてですが、第３条第１号及び第２号の改正については、文言整理になります。第１条において、「大仙市」という文言を以下の条文において単に「市」と省略することとして規定しているため、これとの整合を図るものです。

次に、２ページを御覧ください。第５条になりますが、これは任用の期間や更新について定めたものです。これまで、協会では７月又は８月などの比較的標準的な来日日の例を基として規則案を示していましたが、現実にはそれ以外のイレギュラーな任用や更新も少なくなく、こうしたケースについては運用で取り扱ってきたところであります。

こうした状況を踏まえ、今般、外国青年との任用に関する様々なトラブルを回避し、実務に沿ったより適切な表現とするため、全面的に見直しを図るものです。

第１項本文では、外国青年が来日してから標準的な最初の１年間の期間を規定しております。ただし書の規定では、イレギュラーな中途採用の場合など１年に満たない場合について、協会の示す案を任用期間とすることとしております。

第２項本文では、最初の任用期間満了後においては、１年間の更新を行うことことができることと規定しております。ただし書の規定では、４月などに来日した者の初回の再任用に限り、前年の７月又は８月来日者と再任用の終期を合わせるため、１年未満の期間となる特例を設けております。

第３項では、任用期間の限度について規定しております。

次に、第６条及び第７条の改正になりますが、先に第７条から御説明いたします。第７条第１項ですが、これは外国青年を免職できる場合について規定したものになります。免職できるケースとして第８号に「退職の申出があったとき」と規定しておりますが、そもそも「免職」とはその意に反して職を失わせるものであることから、退職の申出があった場合については、第７条に規定することは適当ではないため削除しようとするものであります。

代わりに前の条、第６条に新たに第２項を設け、教育委員会が外国青年から退職の申出を受けた場合に、やむを得ない理由があると認める場合は退職させることができる旨、規定しようとするものであります。

次に、３ページを御覧ください。第８条第２項になりますが、これは平成２４年度の改正の際、削除漏れがあったもので、今般、条文の整理を行うものであります。第２項を削除し、以下１項ずつ項番号を繰り上げるものであります。

なお、これまでこの改正漏れに伴う問題は、特にございませんでした。

次に、５ページを御覧ください。第１０条第２項第２号になりますが、これは協会が示

した規則案との整合を図るための文言整理を行うものです。
　次に、６ページを御覧ください。第３１条になりますが、これも同様に規則案との整合を図るものです。
　施行日は、公布の日としております。
　以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく、御審議の程、お願い申し上げます。

吉川教育長
　いずれ、協会の規則案に合わせて修正したということでございます。これによって、任用の仕方だとか処遇が大きく変わるということはございません。
　ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

各委員(なし)

吉川教育長
　皆様、よろしいでしょうか。本案は原案どおり改正することに御異議ございませんか。

各委員　（異議なし）

吉川教育長
　それでは、異議なしと認め、本案は原案どおり改正することとします。
　次に、議案第１３号「大仙市教育アドバイザー設置規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長
　議案第１３号「大仙市教育アドバイザー設置規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明申し上げます。会議資料は１３ページ及び１４ページになります。
　本案は、教育アドバイザーの定数を現行の「２人」から１人増員し、「３人」とするため、本規則の所要の改正を行うものであります。
　改正理由についてです。学習指導要領が改訂され平成３２年度から全面実施となりますが、これに伴い、小学校の英語科が５・６年生で必修となること、及び３・４年生から外国語活動が前倒しで週１時間実施されることなどの理由から授業時数が大幅に増加するため、今後、小学校教員の指導力向上のほか、小学校で英語・外国語教育を行うための様々な環境を整えていく必要があります。
　現在、教育指導課には「キャリア教育・学校経営担当」と「特別支援教育担当」の２人の教育アドバイザーを配置しておりますが、こうした状況から英語授業を行う小学校教員やＡＬＴを指導、支援することや様々な英語教育の環境整備を行うことなどを職務とする「英語教育担当」の教育アドバイザーを新たに配置しようとするものであります。
　施行日は、平成２９年４月１日としております。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

吉川教育長
　ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
　皆様、よろしいでしょうか。本案は原案どおり改正することに御異議ございませんか。

各委員　（異議なし）

吉川教育長
　それでは、異議なしと認め、本案は原案どおり改正することとします。
　次に、議案第１４号「大仙市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。総合図書館長、説明をお願いいたします。

総合図書館長
　議案第１４号「大仙市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」、御説明申し上げます。
　資料は１５ページ、１６ページになります。
　本案は、図書館の休館日や資料整理期間について見直しをするため、本規則の所要の改正を行うものであります
　現在、大仙市立図書館では休館日につきまして、月１回の図書整理日及び年末年始、その他の休館として年１回の資料整理期間を本規則で定めております。うち、資料整理期間につきましては、大曲図書館が５日、それ以外の７図書館が３日の期間で蔵書の点検作業を実施しております。一部図書館においては図書館行事や地域行事等の多様化により規則に定めた時期の実施が困難となってきている状況であり、今回実施時期を変更して利用者の利便性及び利用の拡大を図ろうとするものであります。
　また、それに合わせて年々蔵書数も増えてきている状況でもあり、集中して蔵書点検を実施する必要があることから、実施時期を柔軟に設定できるようこれまでの上旬・下旬の規定を削除しようとするものであります。
　資料ナンバー４を御覧願います。これは、別表第２条、第３条関係の新旧対照表です。図書館ごとに左側が現行、右側が改正案であります。
　はじめに、２ページをお開き願います。西仙北図書館でありますが、これまで２月上旬の実施でしたが、「刈和野の大綱引き」に伴う綱よい作業が１月から図書館前の駐車場を閉鎖して行われることから、実施時期を１月に変更して利用者の利便性を図ろうとするものであります。

　次に、３ページの協和図書館になります。１２月上旬の実施でありましたが、この時期は、子供たちの冬休み行事やクリスマス行事等の多様化も含め事務事業が繁忙になってきていることから実施時期を１月に変更しようとするものであります。

ページが前後して申し訳ございませんが、１ページに戻っていただきまして、大曲図書館でありますが、資料整理期間「９月上旬」の「上旬」を削除して９月に変更するものであります。また、休館日に関して、大曲図書館は各月の１日を図書整理日と規定しておりますが、これまで資料整理期間が９月上旬ということで、９月の第１月曜日から５日間実施してきたため、９月は１日を休館としておりませんでした。しかしながら、８月は子供たちが夏休み中でもあり、また、一般の利用も多い時期でもあり、図書の移動が非常に多い状況です。そのため、蔵書点検を行う前にいったん図書の整理をしておく必要があることから、資料整理期間の変更に伴い、他館同様９月も１日を図書整理日として規定しようとするものです。

御説明申し上げました３館以外の神岡、中仙、南外、仙北、太田の各図書館については現状どおり実施する予定でありますが、利用者の利便性を考慮しながら運営できるよう上旬・下旬の規定を削除するものであります。

施行期日は、平成２９年４月１日としております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

吉川教育長

資料整理期間を弾力的にしたいということであります。ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長

皆様、よろしいでしょうか。本案は原案どおり改正することに御異議ございませんか。

各委員　（異議なし）

吉川教育長

それでは、異議なしと認め、本案は原案どおり改正することとします。

次に、議案第１５号「大仙市教育委員会学校教育関係補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について」を議題といたします。教育指導課長、説明をお願いいたします。

教育指導課長

議案第１５号「大仙市教育委員会学校教育関係補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について」であります。内容に教育総務課の分も一部ございますが、私から一括して御説明申し上げます。会議資料は１７ページ及び１８ページになりますが、主に資料ナンバー５を使って説明させていただきます。

本要綱は、学校教育関連の五つの事業に対して交付する補助金について定めたものです。具体的な内容については、補助金の種別ごとに「交付の目的」、「補助対象経費」、「補助金の率又は額」、「補助事業者」について、別表に規定しております。

平成２９年度の事業の見直しに伴い、補助対象経費や補助率等を改正する必要がありますが、補助金の種別ごとに規定すべき項目が微妙に異なるため、現行の別表の画一的な形式による規定方法では改正しづらく、場合によっては煩雑になり、返って分かりにくくなる状況にあります。

こうしたことから、分かりやすい要綱とするため、今般、新規に事業ごとに五つの補助金交付要綱を定めることとし、これに伴い、本要綱を廃止しようとするものであります。

なお、本要綱は市町村合併協議を踏まえ、本市の発足以来、教育委員会告示として定めておりましたが、本来、補助金交付要綱は市長において定めるべきものであることから、これを機に、新規の五つの補助金交付要綱については、改めて市長告示として定める予定であります。新規のそれぞれの要綱案は、資料ナンバー６として皆様のお手元にお配りしております。

このうち、二つの事業については、改正を予定しておりますので、その内容について御説明いたします。まず、資料ナンバー５－１を御覧ください。

はじめに、「小･中学校各種大会派遣費補助金」についてであります。

改正内容についてですが、補助対象となる大会と補助率の見直しを行おうとするものであります。

これまで、補助率については、国、地方公共団体、教育研究会又は学校体育団体が主催又は共催する東北大会及び全国大会については２分の１、このほかの東北大会及び全国大会のうち、教育長が特に必要と認めるものについては３分の１とし、大会の種類によって補助率が異なったり、あるいは交付対象外としておりました。

しかしながら、昨今は種目や各種大会の主催者が多岐にわたり、その数が増加傾向にある中、種目や大会によって補助率など対応が異なることに対し、住民から補助対象となる大会の拡充や補助率のアップなどについて強い要望があったところであります。

こうした状況を踏まえ、平成２９年度からは、補助対象とする大会については学校教育の一環として参加する大会全般とし、補助率については東北大会の場合は２分の１から３分の２に、全国大会の場合は２分の１から100パーセントに変更する予定です。

次に、「遠距離通学児童生徒通学費補助金」についてでございます。これについては、新旧対照表はございません。これまで、協和地域の学校統合により遠距離通学となる児童生徒を対象に路線バスの定期券代や回数券代を補助金として交付しておりましたが、事務の簡素化を図るため、平成２９年度からは補助制度ではなく定期券や回数券の現物支給制度に移行することとし、新たに「大仙市児童生徒通学バス定期券及び回数券交付要綱」を制定する予定であります。

なお、協和地域の対象となる児童生徒や保護者にとりましては、これまでの取扱いと全く変わらないものであります。

このほかの事業については、内容に変更がないことから、説明を省略させていただきます。後ほど、資料を御覧いただきたいと思います。

施行日は、平成２９年４月１日としております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

吉川教育長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

鈴木委員
ちょっと勘違いして聞いているかもしれませんが、遠距離通学の補助金といいますのは、その学区内であれば区域外就学などの場合でも、定期券代など出るものでしょうか。

教育総務課長
これは、協和地域の学校統合によって遠距離通学となった区域の児童生徒の保護者に対し、補助するというものであります。保護者や児童生徒の都合による区域外就学の場合は、対象となりません。

鈴木委員
協和地域だけということですか。

教育総務課長
協和地域以外の地域の場合はスクールバスを運行したりして対応していますが、協和地域の場合は生活路線バスが地域内にバランス良く運行されているということ、また、この路線を維持するためということもあって、生活路線バスを通学用に利用しております。こうした協和地域の特殊事情もございます。

鈴木委員
分かりました。

伊藤委員
確か、協和地域ではバスも通ってないところがあって、タクシーも利用されていたと思うんですが。

教育総務課長
はい、タクシーを利用しているところもありますが、協和に限らず、同じような事情により大曲地域にもあります。

吉川教育長
ほかに、ございませんでしょうか。

風登委員
小・中学校各種大会派遣費補助金についてですが、強い要望に応える形で補助金の額を引き上げるようですが、財政が逼迫している中、こんなに手厚くして他の市民感情からいってどのようなものか心配になるんですが。

吉川教育長

実績で、今年度どれくらいになりますか。概算で結構です。スポ少も同様の取扱いとしましたが、状況分かりますか。

スポーツ振興課長
スポ少も小･中学校の大会補助に合わせた形にしております。スポ少の場合で、２８年度予算から比較しますと２９年度で５００万円ぐらい増えています。

吉川教育長
５００万円というのは、全国だけでなく全県も含めた数字ということですね。

スポーツ振興課長
はい、そうです。

風登委員
財政事情が許せば非常に喜ばしいことだと思うんですが。

吉川教育長
来年度、中学校はかなり増額になると思いますね。

教育指導部長
議会で取り上げられた際の試算になりますが、全国大会だけで５００万円程度上乗せになる状況です

吉川教育長
近隣の市町村の状況ですと、全国大会については全額補助としているところが多いようです。

風登委員
そうですか。分かりました。

伊藤委員
交通費、宿泊費などの領収書を確認してから、交付するという形になりますか。

スポーツ振興課長
スポ少の場合ですと、事前に申請していただいて、実績報告に基づき交付するという形になります。

伊藤委員
補助対象となる項目は、どのようなものですか。

スポーツ振興課長
　交通費と宿泊費になります。ただし、宿泊費については、都心の場合は非常に高額になりますので、上限を８，０００円としております。

吉川教育長
　基本的には学校も同じです。ほかにございませんか。

鈴木委員
　民間企業であれば普通補助申請をするときには、見積書を提出してそれを審査してもらって、何か問題があれば指導があるわけですが、県とか国になるほど審査が厳しくて調査期間も長くなります。領収書を出して審査されるんでしょうけれども、事前に相談されることも大事なのかなと思います。

吉川教育長
　その辺の手続について、スポーツ振興課長お願いします。

スポーツ振興課長
　事前に報告いただいた段階で、まず、全国大会ですと旅行会社が入っての見積もりになります。マイクロバスとか自家用車が交通手段となる場合につきましては、ヒアリングを行い、こちらの方で試算します。終了後に精算という形になります。自家用車ですとキロ当たり２０円とか基準を設けておりますので、人数によっても何台とか基準がありますので、それにより積算しております。

吉川教育長
　補足しますが、最初にその大会が補助対象となる大会なのかということで伺いがあります。まず、その話をお聞きして大会要項もいただいた上で、補助対象なのか判断します。終了後、実績報告書を出していただいて交付ということになります。

鈴木委員
　分かりました。

吉川教育長
　ほかにございませんか。

各委員（なし）

吉川教育長
　皆様、よろしいでしょうか。本案は原案どおり廃止することに御異議ございませんか。

各委員　（異議なし）

吉川教育長
　それでは、異議なしと認め、本案は原案どおり廃止することとします。
　次に、議案第１６号と議案第１７号につきましては、一括して御審議をお願いいたします。議案第１６号「教育アドバイザーの任命について」、議案第１７号「教育アドバイザーの任命について」を議題といたします。両案について、教育指導課長、説明をお願いいたします。

教育指導課長
　それでは、はじめに議案第１６号「教育アドバイザーの任命について」、御説明いたします。
　会議資料は、１９ページになります。合わせて資料ナンバー７の経歴書も御覧ください。
　本案は、教育アドバイザー　青谷　晃吉　氏の任期が来る平成２９年３月３１日をもって満了いたしますが、これまでの実績を踏まえ、青谷氏を再任しようとするものであります。
　任期は、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの１年間です。
　続きまして、議案第１７号「教育アドバイザーの任命について」、御説明いたします。資料は、２０ページを御覧ください。合わせて資料ナンバー８の経歴書も御覧ください。
　本案は、教育アドバイザー　藤井　誠子　氏の任期が来る平成２９年３月３１日をもって満了いたしますが、その後任として 泉　寅雄　氏を任命しようとするものであります。
　任期は、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの１年間です。
　以上で、説明を終わります。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

吉川教育長
　青谷アドバイザーは更新ということでございます。泉先生は新規という形にはなっていますが、おととしまでは「キャリア教育・学校経営担当」ということで務めていただきました。今回は「特別支援教育担当」ということでお願いしたいと思っております。経歴を御覧になっていただければ分かるように、旧大曲養護学校、今の大曲支援学校の教頭を経験され、特別支援教育にも造詣が深い方でいらっしゃいますので、このたびお願いしたいということであります。
　ただいまの説明について、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
　皆様、よろしいでしょうか。両案は原案どおり任命することに御異議ございませんか。

各委員　（異議なし）

吉川教育長

それでは、異議なしと認め、両案は原案どおり任命することとします。
次に、議案第１８号「社会教育指導員の委嘱について」を議題といたします。生涯学習課長、説明をお願いいたします。

生涯学習課長
それでは、議案第１８号「社会教育指導員の委嘱について」、御説明申し上げます。
資料の２１ページになります。資料ナンバー９の経歴書も合わせて御覧ください。
本案は、社会教育指導員　髙橋　勇治　氏の任期が来る平成２９年３月３１日をもって満了いたしますが、これまでの実績を踏まえ、髙橋氏を再任しようとするものであります。
髙橋氏は、平成２８年３月まで中仙小学校校長として勤務しており、学校と社会教育の連携に尽力いただいておりました。その経験を生かして昨年１年間、社会教育指導員として学校や地域とのパイプ役として大仙市の社会教育に関する学習相談と社会教育団体との運営に関する助言、育成について、懇切丁寧に御指導いただきました。また、生涯学習情報誌「こすもす」の編集についても、自分で追加取材するなど意欲的に進めていただき、皆様に好評を得ております。新年度からは、これまでの業務に加えて先ほど御説明いたしました平成２８年度に立ち上げました「大仙市家庭教育支援チーム」のチームリーダーとして事業推進に尽力いただく予定となっております。
任期は、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの１年間です。
以上で、説明を終わります。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

吉川教育長
ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
皆様、よろしいでしょうか。本案は原案どおり委嘱することに御異議ございませんか。

各委員　（異議なし）

吉川教育長
それでは、異議なしと認め、本案は原案どおり委嘱することとします。
次に、議案第１９号と議案第２０号につきましても、一括で御審議をお願いいたします。議案第１９号「大仙市市民会館等運営連絡協議会委員の委嘱について」、議案第２０号「大仙市市民会館等運営連絡協議会専門委員会委員の委嘱について」を議題といたします。両案について、総合市民会館館長、説明をお願いいたします。

総合市民会館長
資料２２ページと２３ページになります。議案第１９号「大仙市市民会館等運営連絡協議会委員の委嘱について」、御説明いたします。

本案につきましては、大仙市市民会館等運営連絡協議会委員の任期が平成２９年３月３１日をもって満了することから、大仙市市民会館等運営連絡協議会規則第４条の規定により委嘱しようとするものでございます。

現在の委員１８名のうち１７名は再任、一身上の都合で退かれた仙北地域の委員に代わり同地域の芳田知世氏を新任として、また、新たに音楽関係団体から加藤功氏、青年会議所から澤野秀輝氏を委嘱しようとするものです。

なお、任期は平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの２年間となります。

続きまして、資料２４、２５ページを御覧願います。議案第２０号「大仙市市民会館等運営連絡協議会専門委員会委員の委嘱について」、御説明いたします。

本案につきましては、大仙市市民会館等運営連絡協議会専門委員会委員の任期が平成２９年３月３１日をもって満了することから、大仙市市民会館等運営連絡協議会規則第６条第２項の規定により委嘱しようとするものでございます。

現在の委員６名全てを再任しようとするものであります。

任期は、平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの２年間となります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

吉川教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長

皆様、よろしいでしょうか。両案は原案どおり委嘱することに御異議ございませんか。

各委員　（異議なし）

吉川教育長

それでは、異議なしと認め、両案は原案どおり委嘱することとします。

次に、議案第２１号「大仙市文化財保護審議会委員の任命について」を議題といたします。文化財保護課長、説明をお願いいたします。

総合市民会館長

それでは、議案第２１号「大仙市文化財保護審議会委員の任命について」、御説明いたします。主に２７ページの名簿を御覧ください。

本案は、大仙市文化財保護審議会委員の任期が平成２９年３月３１日をもって満了することから、２７ページの方々を委員に任命いたしたく、御承認を求めるものであります。

大仙市の文化財保護審議会は条例によりまして２０人以内で組織するものとし、任期は２年となっております。

今回の任命はこれまでと同じ人数の１０人を予定しており、新任の方が２人、再任は８人となります。

説明は、以上であります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

吉川教育長
ただいまの説明について、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

各委員(なし)

吉川教育長
皆様、よろしいでしょうか。本案は原案どおり任命することに御異議ございませんか。

各委員　（異議なし）

吉川教育長
それでは、異議なしと認め、本案は原案どおり任命することとします。
以上で、付議案件の審議を終わります。
次に、次第の５番その他に入らせていただきます。
来月、各学校で入学式が行われますが、このことについて、教育総務課長からお願いします。

教育総務課長
来月の入学式への出席についてのお願いであります。資料ナンバー１０を御覧ください。委員の皆様には既に御連絡して御了解をいただいているところでありますけれども、改めて資料にありますように割り振りさせていただいておりますので、出席方よろしくお願い申し上げます。

吉川教育長
入学式については、よろしくお願いいたします。
よろしいでしょうか。変更したい場合は、早めに御連絡いただければと思います。
ほかにございませんか。

（なし）

吉川教育長
それでは、教育総務課長から次回の日程についてお願いします。

教育総務課長
次に、４月の定例会の日程についてです。４月１７日月曜日午後４時から、ここで開催したいと考えております。

吉川教育長
　次回定例会につきましては、４月１７日月曜日の午後４時から、ここで開催したいということでございます。皆様、御都合はいかがでしょうか。

各委員（異議なし）

吉川教育長
　ありがとうございます。では、次回の定例会は、そのようにさせていただきます。
　本日の日程は、全て終了いたしました。以上で、定例会を閉じさせていただきます。
　ありがとうございました。